

平成 28 年 4 月吉日

組合員各位

なごみ共済協同組合  
理事長 坂田 道生

『組合員資格審査』の必要書類提出のお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般当組合が関東経済産業局より業務改善命令を受けましたこと、組合員の皆様には、ご心配をお掛けし、大変申し訳ございません。この度の当局の指摘事項は、組合員資格審査の適正化です。改善計画の実行にあたり、組合員の皆様には、「開業届出書」等の提出をお願いする次第です。以下が手続きの手順となりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。 敬具

記

以下の書類を写真に撮り、平成 28 年 4 月 15 日以降に、WIS 株式会社 (<http://wis811.com/>) の会員専用ログインページ (マイメニュー) より、画像アップロードをお願いいたします。

**【既存組合員様】** ※2016 年 4 月 14 日までになごみ共済へ登録される方

個人	開業届出書	税務申告書類 または、『WIS 株式会社より自己購入スタートキット代、通販手数料、スタートキット代の取引状況をなごみ共済に提供するよう依頼いたします』ヘチェック (※1)
法人	登記簿謄本	

※1 WIS 社の通販商品コミッション、またはスタートキット代コミッション(エージェント募集)のいずれかを確認いたします。

**【新規組合員希望者様】** ※2016 年 4 月 15 日以降になごみ共済へ登録される方

個人	開業届出書	税務申告書類 または、『WIS 株式会社よりスタートキット代の自己購入状況をなごみ共済に提供するよう依頼いたします。』ヘチェック (※2)	本人確認書類 (※3)
法人	登記簿謄本		

※2 WIS 社でエージェント登録時のスタートキット代の自己購入(10,000 円)を確認いたします。

※3 運転免許証・健康保険証・パスポート・年金手帳のいずれか一つです。

<重要>

- ① 既存組合員の上記書類(画像)の提出期間は、**平成 28 年 4 月 15 日～5 月 10 日**となります。
- ② 開業届出書・登記簿謄本の事業内容欄には、**通信販売業・訪問販売小売業・無店舗小売業**のいずれかの記載が必要です。(登記簿謄本は 3 ヶ月以内に発行されたものといたします)
- ③ 開業届出書は、所轄の税務署に **2 通**ご提出いただき、1 通(税務署の受付印有)はご自身の控えとして保管しておいてください。郵送での手続きの場合は、開業届出書 2 通に返信用封筒を同封の上、所轄の税務署に郵送してください。その後税務署より 1 部が返送されます。

※本人確認書類が求められる場合があります。ご郵送の前に所轄の税務署にご確認ください。

以上、お手数をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。

なお、ご不明な点は、下記専用窓口にお問い合わせください。

なごみ共済協同組合 業務改善専用窓口：電話 03-6205-5107